

第1号様式（第9条関係）

条例見直し調書

		作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
条例名	興行場法施行条例				
条例番号	昭和59年神奈川県条例第25号	法規集	第8編第6章第1節		
所管室課	健康医療局生活衛生部生活衛生課				
条例の概要	興行場法の規定に基づき、興行場の設置場所の基準、構造設備の基準、衛生上必要な措置の基準その他興行場営業の適正な運営の確保に関し必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	興行場法の規定により条例で定めることとされている興行場の設置場所の基準、構造設備の基準、衛生上必要な措置の基準等について定めているものであり、また、許可申請の手数料も定めていることから、必要な条例である。			県所管区域における興行場数の推移 R5 37施設 R4 36施設 R3 37施設
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	本条例で定める興行場の設置場所の基準等は、興行場営業の衛生水準を確保する上で有効なものである。			
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	本条例で定める興行場の設置場所の基準等は、いずれも明確かつ限定的であり、効率的なものである。 また、手数料の規定内容は明確であり、効率的である。			
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	本条例で定める事項は、公衆衛生の確保に資するものであり、「新かながわグランドデザイン」の主要施策VI「危機管理・くらしの安心」の施策体系に適合している。			
	適法性 （ 憲法、法 令に抵触 しないか。 ）	興行場法の規定に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しないものである。			
	その他				
見直し結果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。			理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	